

砂 川 市 訓 令 第 1 4 号

令和 7年 4月 1日

砂川市一時保育利用者負担軽減補助金交付要綱を次のように定める。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市一時保育利用者負担軽減補助金交付要綱

(目的)

第1条 この訓令は、所得の低い世帯、支援が必要な児童がいる世帯等（以下「低所得世帯等」という。）の一時保育の利用に係る経済的負担を軽減することにより、必要に応じて支援を受けることを促進するため、当該低所得世帯等に属する一時保育を利用する児童の保護者に対し、砂川市一時保育利用者負担軽減補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において「一時保育」とは、一時預かり事業の実施について（令和6年3月30日付け5文科初第2592号文部科学省初等中等教育局長通知、こ成保第191号こども家庭庁成育局長通知）別紙一時預かり事業実施要綱4（1）に規定する一般型の一時預かり事業をいう。ただし、緊急一時預かり事業（「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について（平成28年4月7日付け雇児発0407第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく一時預かり事業をいう。）を除く。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、低所得世帯等に属する一時保育を利用する児童の保護者（以下「保護者」という。）であって、当該一時保育を利用した日（以下「利用日」という。）に市内に住所があり、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 利用日において、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者
 - (2) 前号に掲げる場合を除くほか、保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する市町村民税（同法に規定する特別区民税を含む。この条において同じ。）を課されない当該世帯に属する者
 - (3) 前2号に掲げる場合を除くほか、保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について、地方税法第292条第1項第2号に掲げる市町村民税の所得割の額の合算額が77,101円未満である当該世帯に属する者
 - (4) 前3号に掲げる場合を除くほか、要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童及び要保護児童のいる世帯その他市長が特に支援が必要と認めた世帯に属する者のうち、市長がその児童及び保護者の心身の状況及び養育環境等を踏まえ、一時保育の利用を促したものであって、一時保育に係る利用者負担額を軽減することが適当であると認められるもの
- 2 前項第2号及び第3号に規定する要件は、利用日が4月から8月までの場合は当該利用日が属する年度前の直近の市町村民税を、利用日が9月から翌年3月までの場合は当該利用日が属する年度の市町村民税をもって判定するものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、交付対象者が支払った一時保育の利用者負担額に相当する額又は次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額のいずれか少ない額とする。

- (1) 前条第1項第1号に規定する者 児童1人当たり日額3,000円
- (2) 前条第1項第2号に規定する者 児童1人当たり日額2,400円
- (3) 前条第1項第3号に規定する者 児童1人当たり日額2,100円
- (4) 前条第1項第4号に規定する者 児童1人当たり日額1,500円

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、砂川市一時保育利用者負担軽減補助金交付申請書兼請求書（別記第1号様式）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、砂川市一時保育利用者負担軽減補助金交付（不交付）決定通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定をしたときは、申請者に補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者が次の各号にいずれかに該当するときはその交付決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときはその全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の取消しをしたときは、砂川市一時保育利用者負担軽減補助金交付決定取消通知書（別記第3号様式）により、その交付決定を受けた者に対し通知するものとする。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

年 月 日

砂川市長 様

砂川市一時保育利用者負担軽減補助金交付申請書兼請求書

砂川市一時保育利用者負担軽減補助金交付要綱第 5 条の規定により補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請（請求）します。
なお、当該申請（請求）に当たり、以下の項目に同意、誓約します。

- （１） 市において補助金の交付を決定した後、当該申請書を請求書として取り扱うこと。
- （２） 補助金の交付に係る要件の審査に当たり、市が必要な公簿等の確認を行うこと。
- （３） 公簿等で確認できない場合は、市に関係書類を提出すること。
- （４） この申請書に記載した内容を、必要な範囲で一時保育を利用した施設に提供すること並びに当該施設が有する一時保育に係る台帳等を市が閲覧及び調査すること。
- （５） 砂川市一時保育利用者負担軽減補助金交付要綱第 3 条に規定する交付対象者に該当すること。
- （６） 補助金の受給後、交付に係る要件に該当しないことが判明した場合は、補助金を返還すること。

記

1 申請者兼請求者（保護者）

氏名 (自署)	(フリガナ)	生年月日
		年 月 日
現住所		電話番号

2 対象児童

氏名	生年月日	住所
		☐ 申請者と同じ ☐ 別住所（ ）

3 世帯員の情報

氏名	生年月日	続柄	住所
			☐ 申請者と同じ ☐ 別住所（ ）
			☐ 申請者と同じ ☐ 別住所（ ）
			☐ 申請者と同じ ☐ 別住所（ ）
			☐ 申請者と同じ ☐ 別住所（ ）
			☐ 申請者と同じ ☐ 別住所（ ）

4 世帯の状況（該当する区分の番号を○で囲んでください。）

区分	内 容	補助金の上限額 (児童 1 人当たり)	市記入欄
1	生活保護受給世帯	日額 3, 0 0 0 円	☐
2	市町村民税非課税世帯	日額 2, 4 0 0 円	☐
3	市町村民税所得割課税額を世帯合算した額が 7 7, 1 0 1 円未満である世帯	日額 2, 1 0 0 円	☐
4	その他市長が特に支援が必要と認める世帯	日額 1, 5 0 0 円	☐

※ 当市で課税状況が確認できない場合は、市町村民税課税証明書の写しを添付してください。

5 一時保育の利用状況及び交付申請（請求）額

利用日	利用施設名	利用者負担金 (a)	補助金の上限額 (b)	aとbを比較して小さい額（c）
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
補助金の交付申請（請求）額（（c）の合計）				円

6 振込先

金融機関名	
店 名	
預金口座	
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

（※）申請者以外の口座への振込みの場合は、下記委任事項を記入してください。

（委任事項）

補助金の受領について、次のとおり委任します。

委任者 (申請者)	住 所	
	氏 名	
受任者 (振込先口座名義人)	住 所	
	氏 名	

（※）委任者（申請者）は本人が必ず自署してください。

第 年 月 日 号

様

砂川市長

砂川市一時保育利用者負担軽減補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった一時保育利用者負担軽減補助金については、下記のとおり決定したので、砂川市一時保育利用者負担軽減補助金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

記

☐ 次のとおり補助金額を交付します。

対象児童氏名	
交付決定額	円
留意事項	次の各号のいずれかに該当した場合は、当該決定を取り消し、既に交付した補助金を返還させることがあります。 1 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。 2 前号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

☐ 次の理由により補助金を交付しません。

第 号
年 月 日

様

砂川市長

砂川市一時保育利用者負担軽減補助金交付決定取消通知書

年 月 日付けで交付決定した一時保育利用者負担軽減補助金について、砂川市一時保育利用者負担軽減事業補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により交付を取り消しましたので通知します。

対象児童氏名	
交付を取り消した期間	
交付を取り消した理由	